## 災害時等における災害支援業務に関する協定

広島県(以下「甲」という。)と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部(以下「乙」という。)は、地震等により下水道施設が被災した場合における迅速な被害状況の調査、応急復旧及び災害査定等の資料作成などの業務(以下「災害支援業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、緊急的な災害応急対策を講じるに当たり、甲、乙が協力し、もって、下水道施設における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(災害支援業務の実施範囲)

第2条 災害支援業務の実施範囲は、甲の管理する下水道施設における災害発生箇所、又は災害が発生する恐れのある箇所に対して、甲が要請した範囲を対象とする。

(災害支援業務に関する要請)

- 第3条 甲は、災害時等において甲の管理する下水道施設が被災し、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、災害支援業務の協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請があった場合に、できる限り速やかに、乙を構成する会員(以下「会員」という。) から災害支援業務に協力が可能な会員名を甲へ通知するものとする。但し、災害の状況等やむを得な い事情により、会員が災害支援業務を実施できない場合においては、この限りではない。
- 3 甲は、前項により通知された会員の中から災害支援業務の協力を要請する会員を特定するものとし、 その結果を乙及び特定した会員(以下「業務実施者」という。)に通知するものとする。
- 4 災害の状況等により甲が乙に連絡することができない場合又は緊急を要する場合は、甲は業務実施 者に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合においては、甲はその旨を後日、乙に通 知するものとする。

(費用負担)

第4条 要請した災害支援業務については、甲が業務実施者と協議の上、業務委託契約を締結し、その 業務に要した費用を支払うものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は乙及びその会員に協力を要請するときは、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急 の場合で、文書をもって要請することができないときは電話等により要請し、その後速やかに文書を 交付するものとする。

(災害支援業務の実施)

第6条 協力要請を受けた業務実施者は、速やかに甲と協議を行い、実施する業務内容の確認を行うものとする。

(災害支援業務の報告)

第7条 業務実施者は、業務委託契約で交わした災害支援業務が終了したときは、速やかにその状況を報告書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(損害の負担)

第8条 災害支援業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施技術者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その措置について甲及び業務実施者は協議して定めるものとする。

(連絡体制)

- 第9条 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 本協定の連絡窓口は、甲は広島県土木建築局下水道公園課に、乙は一般社団法人全国上下水道コン サルタント協会中国・四国支部事務局とする。

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の1ヵ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自 その1通を所持する。

平成 29 年 6 月 16 日

甲 広島県

代表者 広島県知事

湯﨑 英彦

乙 広島県広島市西区南観音 7 丁目 13 番 14 号 一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部 支部長

山地 芳和